

序章 計画の改定の背景

1 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に規定されている「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、市町村がその区域における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定する計画です。

2 改定の背景

本市は、平成8年度に「海老名市緑の基本計画」を策定し、平成20年度に改定を実施してからさまざまな緑に関する施策を展開してきましたが、改定から11年が経過し、この間、緑地の減少、少子高齢化の進行、人口減少社会の到来、市民ニーズの多様化や都市施設等の維持コストの増大など、社会情勢は大きく変化しています。

このような状況を踏まえ、平成29年6月の都市緑地法等の一部改正や緑の基本計画の上位計画や関連する計画との整合を図る必要があることから、新たに「海老名市緑の基本計画」を改定するものです。

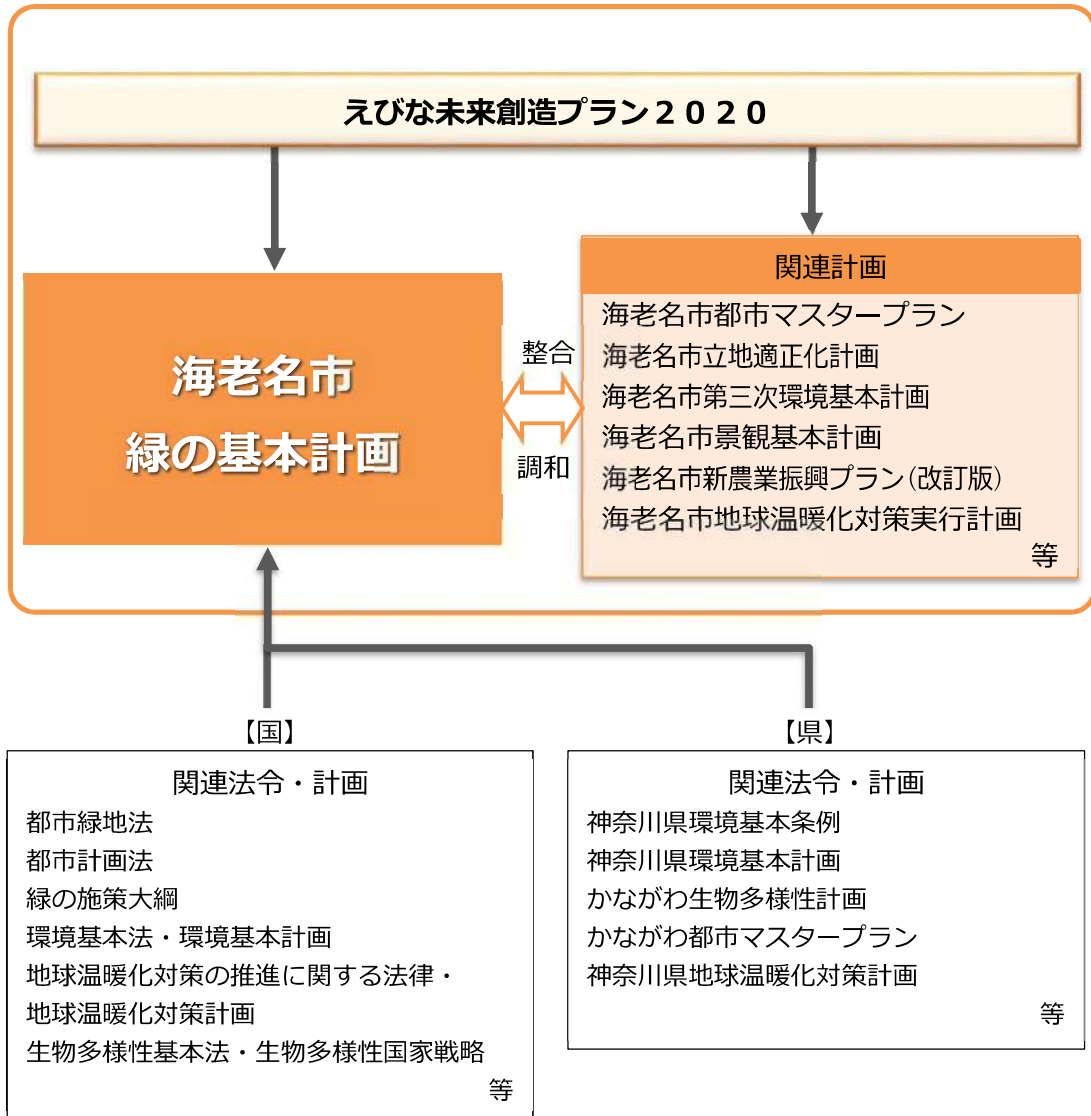
3 計画の位置づけと目標年次

(1) 計画の位置づけ

緑の基本計画は、総合計画「えびな未来創造プラン2020」（計画年度：令和2（2020）年～令和11（2029）年）を上位とする緑に関する総合的な基本計画に位置づけます。

また連携すべき計画として、「海老名市都市マスタープラン」や「海老名市第三次環境基本計画」などの各種計画や、国や県の関連法令や計画などがあります。

【海老名市】



(2) 計画の目標年次

本計画の計画期間は、長期的な視点に立って、本市が目指していく緑の将来像、それに基づいた計画を示す必要があるため、令和2年度から令和21年度までの20か年とします。

なお、海老名市都市マスタープラン等上位計画との整合を図るため、中間目標年次を令和11年度とします。

また、中間目標年次に目標達成状況の評価等を行うとともに、社会情勢の変化などに適切に対応するため計画の見直しを実施します。

第1章 緑の現況と課題

1 緑の役割

都市における公園・緑地、水辺、農地などは、都市環境の保全、レクリエーション、防災、都市景観の形成など様々な機能を有しています。

また、緑は野生生物の生息・生育環境や生態系の基盤を形成し、生物多様性を確保するうえで重要な役割を果たしています。

(1) 都市環境を保全する機能

まとまった緑や河川等の水辺は、大気浄化等の機能を有し、良好な都市環境を形成するうえで重要な役割を担っています。

また、市街地周辺の樹林地や農地等は、雨水の地下浸透や保水機能を有し、地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和といった環境保全のほか、防音・防塵・防風など多くの機能があります。

(2) 防災に資する機能

公園・緑地、グラウンドなどのオープンスペースは、災害時の避難場所や救援・復旧活動の場としての機能を有しています。

また、斜面緑地は、雨水流量の調整や斜面の崩壊を防ぐ機能を有し、街路樹や生垣は、防火帯としての機能やブロック塀による道路寸断を防止する機能を有しています。

(3) レクリエーションの場となる機能

市民が健康的な生活を営むうえで、スポーツやレクリエーションの果たす役割は増えています。公園は、運動施設や広場、遊具など複合的な機能を有しており、子どもから大人まで幅広い年齢層が楽しむことができます。

また、高齢者の健康への関心等が高まるなか、緑道等はウォーキング・散策など健康づくりの場、市民農園は農とのふれあいの場として貴重な空間となっています。

(4) 都市景観を形成する機能

相模川などの水辺や緑、公園・緑地、街路樹、住宅地の生垣、駅前の緑などは、まちの個性を演出し、うるおいや安らぎを与えています。

また、農地、社寺林、地域のシンボルとなっている大樹などの風景は、地域らしさを表している景観といえ、都市の景観形成に役立っています。

2 緑地の定義

緑の基本計画で対象とする緑地を以下に示します。

緑地の区分		緑地の内容	
緑地	施設緑地	都市公園	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法で規定するもの
		都市公園以外	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園を除く公共空地(その他公園) 国民公園 自転車歩行者専用道路 歩行者専用道路 地方自治法設置又は市町村条例設置の公園 公共団体が設置している市民農園 公開している教育施設(国公立) 河川緑地 港湾緑地 農業公園 児童遊園 公共団体が設置している運動場やグラウンド こどもの国
	地域制緑地等	公共施設緑地	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設
		民間施設緑地	<ul style="list-style-type: none"> 公共公益施設における植栽地等 学校の植栽地 下水処理場等の付属緑地 道路環境施設帯及び植栽帯(街路樹) その他の公共公益施設における植栽地
地域制緑地等	法による地域	<ul style="list-style-type: none"> 市民緑地 公開緑地 民間団体等が設置している市民農園 一時開放広場 公開している教育施設(私立) 市町村と協定等を結び開放している企業グラウンド 寺社境内地 民間の屋上緑化空間等 民間の動植物園 	
	法による地域	<ul style="list-style-type: none"> 緑地保全地域(都市緑地法) 特別緑地保全地区(都市緑地法) 風致地区(都市計画法) 生産緑地地区(生産緑地法) 近郊緑地保全区域(近畿圏整備法) 近郊緑地特別保全地区(近畿圏整備法) 歴史的風土保存区域(古都保存法) 歴史的風土特別保存地区(古都保存法) 景観地区で緑地に係る事項を定めているもの(景観法) 自然公園(自然公園法) 自然環境保全地域(自然環境保全法) 農業振興地域・農用地区域(農業振興地域整備法) 河川区域(河川法) 保安林区域(森林法) 地域森林計画対象民有林(森林法) 保存樹・保存樹木(樹木保存法) 景観重要樹木(景観法) 史跡・名勝・天然記念物等の文化財で緑地として扱えるもの(文化財保護法) 	
	協定	<ul style="list-style-type: none"> 緑地協定(都市緑地法) 景観協定で緑地に係る事項を定めているもの(景観法) 	
	条例等によるもの	<ul style="list-style-type: none"> 条例・要綱・契約・協定等による緑地の保全地区や緑化の協定地区 樹林地の保存契約(保護樹木・保護樹林) 協定による工場植栽地 	

3 緑の現況

(1) 施設緑地の現況

① 都市公園の現況

本市の都市公園としては、平成30年4月時点で75*箇所、面積は61.43haが整備されています。

区域別では、市街化区域が68箇所、面積は48.12haで全体の78.3%となっています。市街化調整区域は8箇所、面積は13.31haで21.7%です。

* 相模三川公園が市街化区域及び市街化調整区域に跨って整備されていることから75箇所となります。

② 都市公園以外の施設緑地の現況

都市公園以外の施設緑地として、公共施設緑地と民間施設緑地があります。

公共施設緑地は、平成30年4月時点で160*箇所、面積は61.91haが整備されています。

区域別では、市街化区域が115箇所、面積は26.67haと全体の43.1%となっています。

市街化調整区域は46箇所、面積は35.24haで56.9%です。

一方、民間施設緑地は54箇所、面積は19.41haであり、区域別では、市街化区域が43箇所、面積は16.11haと全体の83%となっています。市街化調整区域は11箇所、面積は3.3haで17%です。

* 自転車歩行者専用道路が市街化区域及び市街化調整区域に跨って整備されていることから160箇所となります。

(2) 地域制緑地の現況

① 法によるもの

地域制緑地のうち、法によるものには、生産緑地地区、農用地区域、河川区域、史跡があり、平成30年4月時点で330.46haが指定されています。

区域別では、市街化区域が32.12haと全体の9.7%となっています。市街化調整区域は298.34haで全体の90.3%となっています。

② 条例等によるもの

地域制緑地のうち、条例等によるものには、みどりの協定、緑化協定、自然緑地保全区域があり、平成30年4月時点で27.51haが指定されています。

区域別では、市街化区域が16.07haと全体の58.4%となっています。市街化調整区域は11.44haで全体の41.6%となっています。

緑地の現況量

(平成30年4月1日現在)

区域		市街化区域		市街化調整区域		計			
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)		
施設緑地	都市公園	街区公園	46	11.73	3	0.3	49	12.03	
		近隣公園	4	7.63	1	2.29	5	9.92	
		運動公園	1	17.47			1	17.47	
		特殊公園	4	2.11			4	2.11	
		都市緑地*1	9	8.4	3	10.3	11	18.7	
		緑道	2	0.54	1	0.42	3	0.96	
		広場公園	2	0.24			2	0.24	
		小計	68	48.12	8	13.31	75	61.43	
	公共施設緑地	児童遊園	88	4.06	6	0.63	94	4.69	
		環境施設帯	1	1.4	1	3.6	2	5	
		運動場等	2	0.63	1	4.62	3	5.25	
		市民農園	3	0.2	20	2.41	23	2.61	
		自転車歩行者専用道路*2	2	1.81	1	0.36	2	2.17	
		教育施設	9	16.4	13	23.15	22	39.55	
		公共空地	6	0.26	3	0.38	9	0.64	
		調整池	4	1.91	1	0.09	5	2	
	小計	115	26.67	46	35.24	160	61.91		
	民間施設	公開空地	2	0.61			2	0.61	
		民間運動施設	1	2.4			1	2.4	
		境内地	37	11.37	11	3.3	48	14.67	
		民間調整池	3	2.48			3	2.48	
		小計	43	16.86	11	3.3	54	20.16	
	施設緑地計		226	91.65	65	51.85	289	143.5	
	地域制緑地	法による	生産緑地地区	198	25.5			198	25.5
			農用地				89.6	0	89.6
			河川区域*3	2	2.5	5	208.74	5	211.24
			史跡	3	4.12			3	4.12
小計			203	32.12	5	298.34	206	330.46	
よ条るも等のに		みどりの協定	4	2.4	3	1.81	7	4.21	
		緑化協定	48	6.37	6	1.33	54	7.7	
		自然緑地保全区域	44	7.3	45	8.3	89	15.6	
		小計	96	16.07	54	11.44	150	27.51	
		地域制緑地の重複部分						0	
地域制緑地計		299	48.19	59	309.78	356	357.97		
施設緑地と地域制緑地の重複部分				4	8.73	4	8.73		
緑地現況量計		525	139.84	124	352.90	641	492.74		

*1 相模三川公園が、市街化区域及び市街化調整区域に跨って整備されていることから箇所数は11となる。

*2 自転車歩行者専用道路が、市街化区域及び市街化調整区域に跨って整備されていることから箇所数は2となる。

*3 河川について、市街化区域及び市街化調整区域に2河川が跨って流れていることから箇所数は5となる。

(3) 緑被地の現況

都市計画区域の緑被地の面積は 1,040.0ha、緑被率は 39.1%となっています。市域のおよそ半分は道路や建築物などの人工物となっていますが、市街地や住宅地において敷地の積極的な緑化が行われています。都市計画区域の緑被地を構成する緑は、農地が最も多く 20.0%、次いで樹林地等が 12.0%、草地在が 7.0%の順に多くなっています。

市街化区域は都市公園などを含む樹林地等の割合が最も高いのに対し、市街化調整区域は農地の割合が最も高くなっています。

区域別緑被状況（平成 30 年 4 月 1 日）

		樹林地等	草地	農地	緑被合計 (ha)	区域面積 (ha)	緑被率 (%)
市街化区域	面積(ha)	186.3	62.7	60.5	309.5	1,440	21.5
	区域に対する割合(%)	12.9	4.4	4.2			
市街化調整区域	面積(ha)	134.1	124.5	472.0	730.6	1,219	59.9
	区域に対する割合(%)	11.0	10.2	38.7			
都市計画区域	面積(ha)	320.4	187.1	532.5	1,040.0	2,659	39.1
	区域に対する割合(%)	12.0	7.0	20.0			

※樹林地等 = 樹林・竹林地、街路樹、都市公園の植栽地、公共公益施設の植栽地、民有地の植栽地

※草 地 = 河川敷、道路・線路脇の草地、芝生や草本類が生えているグラウンド・空き地

※農 地 = 水田、畑地（果樹園を含む）、ハウス、家庭菜園、耕作放棄地

(4) 緑の現況

都市計画区域の緑の面積は 1,120.2ha、みどり率は 42.1%となっています。都市計画区域の緑に対する構成をみると、草地・農地が最も多く 64.2%、次いで民有地の植栽地が 13.5%、樹林地が 9.2%の順に多くなっています。

市街化区域の緑の構成は、草地・農地と民有地の植栽地がほぼ同程度の割合となっているのに対し、市街化調整区域のみどりの構成は草地・農地の割合が約 8 割と高くなっています。

区域別みどりの現況（平成 30 年 4 月 1 日）

		樹林地	草地・ 農地	都市 公園	公共公益 施設の 植栽地	民有地 の植栽地	水面・ 水辺	みどり 合計	区域面積 (ha)	みどり率 (%)
市街化 区域	面積(ha)	33.2	123.2	58.1	11.5	110.9	5.1	342.0	1,440	23.8
	みどりに対 する割合(%)	9.7	36.0	17.0	3.4	32.4	1.5			
市街化 調整区域	面積(ha)	69.4	596.5	3.3	15.9	40.5	52.6	778.2	1,219	63.8
	みどりに対 する割合(%)	8.9	76.7	0.4	2.0	5.2	6.8			
都市計画 区域	面積(ha)	102.6	719.6	61.4	27.5	151.4	57.7	1,120.2	2,659	42.1
	みどりに対 する割合(%)	9.2	64.2	5.5	2.5	13.5	5.2			

※樹林地 = 樹林・竹林地、街路樹

※草地・農地 = 河川敷、道路・線路脇の草地、芝生や草本類が生えているグラウンド・空き地、水田、畑地（果樹園を含む）、ハウス、家庭菜園、耕作放棄地

※都市公園 = 都市公園の整備面積

※公共公益施設の植栽地 = 市役所、教育機関など公共公益施設の植栽地

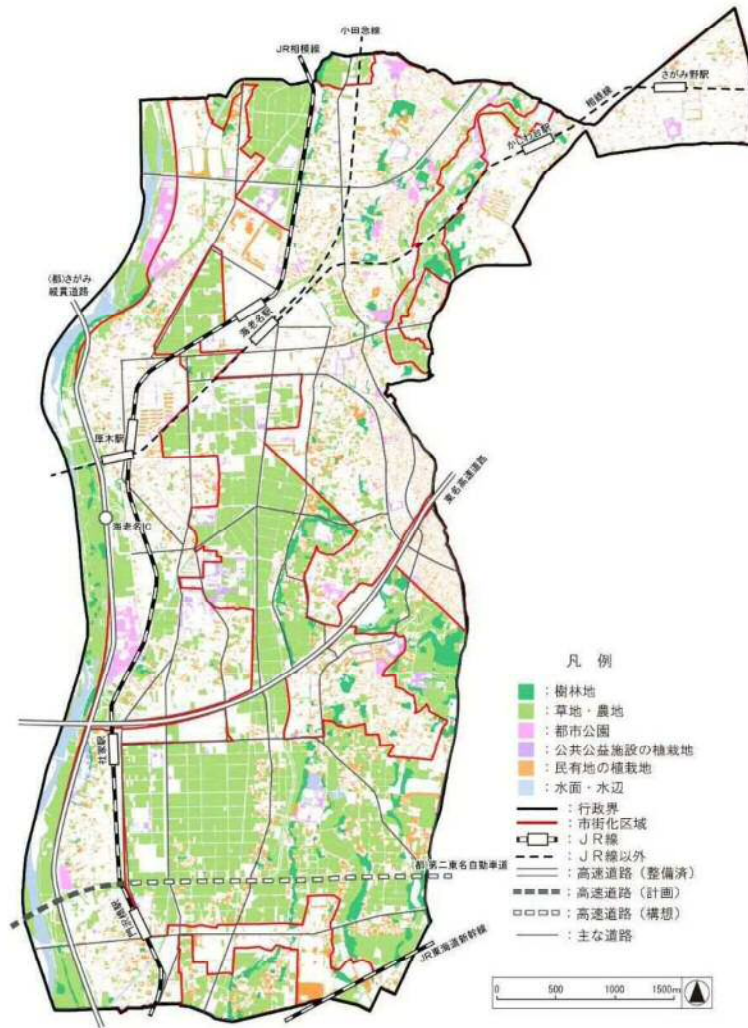
※民有地の植栽地 = 住宅や事業所・工場など民有地の植栽地

※水面・水辺 = プールを除く河川や湖沼の水面部

緑被率及びみどり率の定義

緑被率	樹林地が占める割合	みどり率
	草地在占める割合	
	農地が占める割合	
	公園（都市公園）が占める割合 （公園内の緑で覆われている面積の割合）	
	公共公益施設の植栽地が占める割合	
	民有地の植栽地が占める割合	
	公園（都市公園）が占める割合 （公園内の緑で覆われていない面積の割合）	
	河川などの水面が占める割合	
	その他（裸地、建物などの人工物）	

みどり分布現況図



4 計画の達成状況

(1) 計画フレームの実績

平成 29 年（目標年次）における都市計画区域は 2,659ha、市街化区域は 1,440ha となっており、いずれも計画策定時の目標値を上回っています。都市計画区域人口は、131,609 人となっており、基準年である平成 17 年度より増加していますが、目標値より若干少なくなっています。

また、市街地人口密度は、都市計画区域人口及び市街化区域人口とも目標値を下回ったことから低くなっています。

計画フレームの実績

年次	実績値 (H29)	計画(H20策定時)	
		基準値 (H17)	目標値 (H29)
都市計画区域(ha)	2,659	2,648	2,648
市街化区域(ha)	1,440	1,377	1,439
都市計画区域人口(人)	131,609 ^{※1}	124,000	135,000
市街化区域人口(人)	123,366 ^{※2}	118,000	129,000
市街地人口密度(人/ha)	85.7	85.7	89.6

※1：H29.10.1 海老名市町丁・字別年齢別人口 ※2：H27 国勢調査値

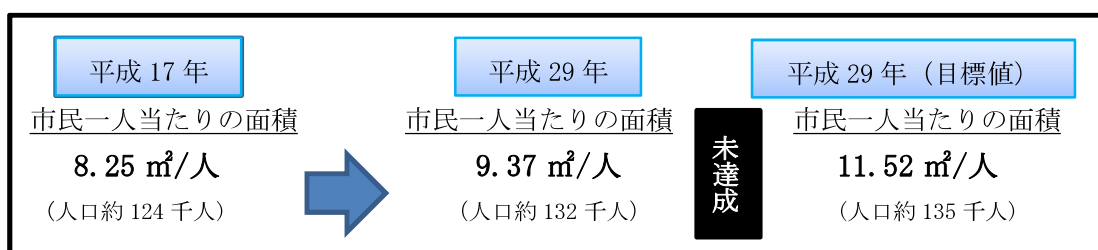
(2) 緑地の確保目標水準に対する確保状況

平成 20 年度に見直して設定した公園・緑地等の確保目標値に対する平成 29 年（目標年次）の確保状況は以下のとおりです。

① 都市公園等[※]の市民一人あたりの確保状況

基準年である平成 17 年度以降、新たに街区公園や近隣公園が整備されたことなどにより、増加していますが、目標値には到達していない状況となっています。

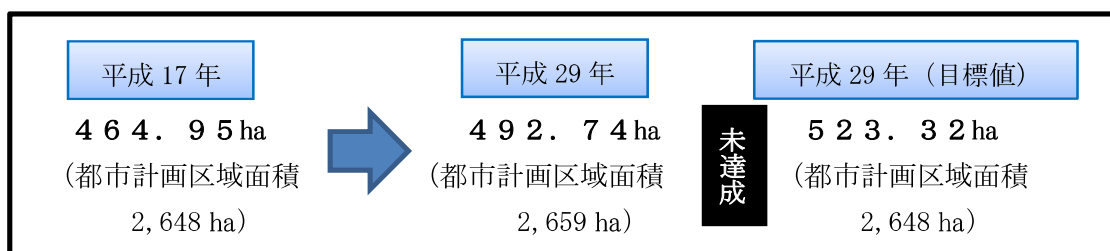
※都市公園、公共施設緑地（環境施設帯、運動場、市民農園、自転車歩行者専用道路、学校、児童遊園、公共空地、市が管理する調整池）の確保量



② 緑の基本計画で確保する緑地の総量※に対する確保状況

基準年である平成 17 年度より、施設緑地は増加しているものの目標値には到達しておらず、地域制緑地については、開発などの影響で基準年である平成 17 年度より減少しています。

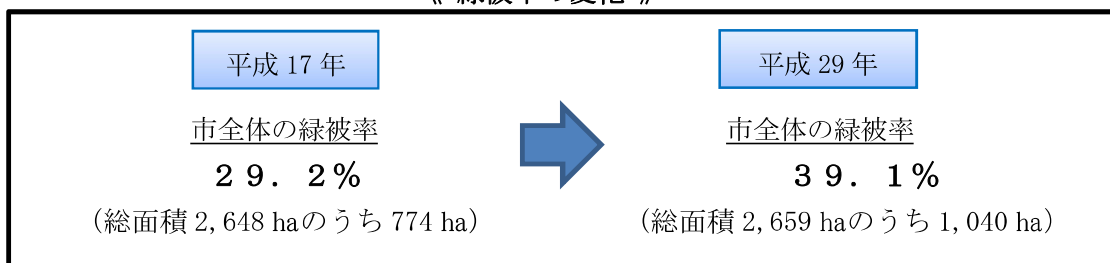
※緑地の総量＝施設緑地＋地域制緑地（－重複面積）



(3) 緑被率及び区域別緑被状況

緑被率とは、都市公園の植栽地、樹林地、草地、農地、公共施設の植栽地、民有地の植栽地等の面積が海老名市全体の面積に占める割合を示します。また、区域別緑被状況はそれら緑で覆われた区域の面積及び割合を示します。平成 29 年の海老名市区域別緑被割合の推移は以下のとおりです。

《 緑被率の変化 》



《 区域別緑被割合の推移 》

	樹林地等	草地	農地	緑被合計 (ha)	区域面積 (ha)	緑被率 (%)
H17年度						
面積(ha)	137.9	15.7	620.4	774.0	2,648.0	29.2
区域に対する割合 (%)	5.2	0.6	23.4			
H29年度						
面積(ha)	320.4	187.1	532.5	1,040.0	2,659.0	39.1
区域に対する割合 (%)	12.0	7.0	20.0			

※樹林地等 = 樹林・竹林地、街路樹、都市公園の植栽地、公共公益施設の植栽地、民有地の植栽地

※草地 = 河川敷、道路・線路脇の草地、芝生や草本類が生えているグラウンド・空き地

※農地 = 水田、畑地（果樹園を含む）、ハウス、家庭菜園、耕作放棄

※注 H17 は都市計画基礎調査の植生現況データを使用。H29 は航空写真から 10 m²以上の緑を抽出し算定。

5 緑の課題

(1) 市の緑に関する現状と課題の整理

《 現状と課題 》

緑の現状

- ・市内の緑被率のうち樹林地、草地、農地、民有地の植栽が約9割を占めている
- ・市内の緑被率のうち都市公園、公共公益施設の植栽地が約1割に留まっている
- ・市民一人当たりの都市公園の面積は県平均、全国平均を下回っている

公園の現状

- ・官民連携による既存公園の魅力向上などの活性化策を進める必要がある
- ・社会情勢の変化、市民ニーズを踏まえ、公園の再編や機能向上を図る必要がある
- ・老朽化した公園施設の適切なメンテナンスの必要がある

市民の考え

- ・海老名の公園や森林、農地について人々は良いと感じ、市の魅力に役立っている。
- ・約9割の人々が緑の環境づくりに対して市民・NPO等が分担・協力・主体となり、行うことが良いと考えている
- ・公園でのボール遊びなどより使いやすい地域に根付いた公園の整備



《 課題の整理 》

- ・官民連携による既存公園の魅力の向上
- ・公園の再編や機能向上
- ・地域の特性に応じた公園の魅力の向上
- ・公園施設の適切なメンテナンス（管理・保全）
- ・公園の個性を引き出す柔軟な利用
- ・市民との協働による緑の環境づくり
- ・公共施設や民有地等の緑化の推進及び保全
- ・商業施設や居住空間の緑化推進

《 基本方針 》

- ・みどりを創る（緑の創出）
- ・みどりを守る
（緑・水辺の保全）
みどりの保全
水とみどりの調和
水とみどりのネットワーク
- ・みどりを育てる
（緑の普及・啓発）



みどりを創る（緑の創出）

- **官民連携による既存公園の魅力の向上**

民間参入が見込めるポテンシャルの高い都市公園において、民間活力を活用したりリニューアルなどによる魅力向上の必要がある。
- **公園の再編や機能向上**

広場が小さく利用が限られる小規模公園について、地域住民の声などによる集約や再編により、利用者のニーズに合った公園整備の必要がある。

また、子育て支援や高齢社会への対応等、幅広い課題に対応するために公園の機能転換や再編に取り組む必要がある。
- **地域の特性に応じた公園の魅力の向上**

地形や立地を考慮した各種イベントを積極的に誘致した賑わいの創出や、自然環境を活かした景観や生物多様性に配慮した公園の魅力向上の必要がある。
- **公園の適切なメンテナンス（管理・保全）**

老朽化した公園施設のメンテナンスを行い安全安心な公園の利用や植栽地等が景観や生物多様性など、求められる役割を發揮できるような維持管理の必要がある。
- **公園の個性を引き出す柔軟な利用**

画一的な公園の整備ではなく、地域の特性や公園の個性を引き出す工夫やボール遊びなど柔軟な利用に対応する必要がある。

みどりを守る（緑・水辺の保全）

- ・ 公共施設や民有地等の緑化の推進及び保全（みどりの保全）

公園、森林、田畑について多くの市民が高評価をする一方で、市民一人当たりの都市公園の面積などは県平均、全国平均を下回っている。地域の特性などに応じた樹林地等の保全へ取り組む必要がある。
- ・ 地形を活かして一体となった河川緑地等の保全（水とみどりの調和）

市内の湧水等をつなぐ水と緑の環境景観や水辺空間を保全することで自然とのふれあいの場の創出へ取り組む必要がある。
- ・ 河川、農地等の保全によるネットワーク化（水とみどりのネットワーク）

相模川や市内の河川及び丘陵地帯にまとまって分布する農地と緑地など、すでに存在する緑を骨格とした、効果的な水と緑の景観を保全する必要がある。

みどりを育てる（緑の普及・啓発）

- ・ 市民との協働による緑の環境づくり

多くの市民が良好な環境づくりのための費用負担や、市民・NPO法人などと行政との連携について行っても良いと考えていることから、行政がバックアップして市民と協働した緑化推進へ取り組む必要がある。